

議案第 35 号

田川市立学校校舎使用料条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 24 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市立学校校舎使用料条例の一部を改正する条例

田川市立学校校舎使用料条例(昭和34年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして、「(趣旨)」を付する。

第2条に見出しとして、「(使用の許可)」を付する。

第3条に見出しとして、「(使用料)」を付する。

第4条を次のように改める。

(使用料の減免)

第4条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

第5条に見出しとして「(損害の賠償)」を付し、同条中「き損し」を「毀損し」に改め、「損害を」の次に「市に」を加える。

第6条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「教育委員会規則」を「市長又は委員会が規則」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

校舎使用料

使用区分		使用時間		
		8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで
屋内運動場	市内居住者	円 880	円 1,100	円 1,320
	市外居住者	1,320	1,640	1,980
教室	市内居住者	440	660	1,100
	市外居住者	590	980	1,540

備考 電気料金については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に施行日以後の校舎の使用について許可を受け、当該使用に係る使用料を納付している者の当該使用料の額については、なお従前の例による。